

奈良市における就労選択支援のQ&A

【事業所指定について】

基準省令第173条の6において、指定就労選択支援事業の実施主体の要件は「就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」等とされていますが、事業者として奈良市内で過去3年以内に3人以上の利用者の一般就労実績を有する事業所を運営していれば、実施主体の要件を満たす事業所から独立した場所で就労選択支援事業所の指定を受けることができます。

就労選択支援事業所の指定を受けるにあたり、実施主体の要件を満たす必要があることから、実施主体の要件を満たす事業所の一般就労移行実績をもって、就労選択支援事業所の指定を受けることができるのは、原則として、当該事業所との一体的な運営が可能な範囲（同一敷地内等）とします。

(以下参考)

(同一法人内実施主体の要件について)

問5 ある就労移行支援事業所等（事業所A）を実施主体の要件として就労選択支援事業所の指定申請をする場合、当該事業所Aでは実施主体要件を満たしていないが、同一法人が運営する他の就労移行支援事業所等（事業所B）では実施主体要件を満たしている場合、事業所Aにおいても実施主体要件を満たすこととしてよいか。

(答)

○ 同一法人が運営する他の事業所の実績を流用したり、合算したりすることはできず、実施主体要件を満たさない。

【就労選択支援に関するQ&A VOL. 1（令和7年9月5日）】

【事業全体について】

(問1)

就労選択支援の対象者はどのような人ですか。

就労選択支援の対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者になります。就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用することになります。（なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。）

ただし、以下の場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

- 〔・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合〕
- 〔・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合〕

※ 以下の対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができます。

- ・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限ります。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者		
	・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）		
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

【就労選択支援実施マニュアル（厚生労働省）より】

(問2)

就労選択支援の対象者にある「就労経験」はどのようなことを指しますか。

他の就労系サービスの要件にある「就労経験」と同様です。

奈良市では、職業を問わず、事業所などに使用される者であり、賃金が支払われるがあれば、「就労経験」があると判断しています。

(問3)

就労選択支援の対象者について、「最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合」は就労選択支援を利用しなくても良いとなっていますが、このような場合はどのように解釈すればよいですか。

奈良市では、本人が一人でも通所できることも就労のアセスメントの一環であるという観点から、「本人が公共交通機関を利用して一人で通所できないとき」が当たると考えています。

【支給決定について】

支給決定期間を2ヶ月で決定できるとありますが、奈良市では支給決定期間をどのようにお考えですか？

厚生労働省発出の「就労選択支援の実施について」（障障発0331第3号/令和7年3月31日）の「4就労選択支援に係る支給決定の取扱い」に支給決定期間は原則1ヶ月にすると書かれています。しか

し以下の例外事由に該当する場合は、2ヶ月の支給決定をしてよいが延長できないとされています。

1	自分自身に対して <u>過小評価</u> 、 <u>過大評価</u> を有していたり、 <u>自分自身の特性に対する知識等の不足</u> 等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向か、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
2	作業に対する <u>集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続</u> に加え、 <u>体調や精神面の安定</u> 等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

奈良市では、例外事由について認定調査項目に下記のような項目を設け、その項目に支援が必要と回答されている場合は、初めから2ヶ月で支給決定を行います。(延長はありません)

ただし、就労選択支援の支給決定期間は原則1ヶ月であることから、原則1ヶ月で就労のアセスメントが終結するように計画は立ててください。

1	(3-4 説明の理解) (4-3 2 自己の過大評価) のどちらか。
2	(4-3 感情が不安定) (4-2 0 不安定な行動) (4-2 9 意欲が乏しい) (4-3 1 集中力が続かない) の全て。

【サービス提供について】

(問1)

就労選択支援と併給できないサービスはありますか。

就労選択支援の併給について国の資料には明確な記載はありませんが、以下のことが明記されているため併給は可能と考えます。

(1) 併給調整関係

障害者個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、日額報酬化に伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組合せを特定はせず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

【「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）最終改正令和7年9月」P75-76】

(問2)

就労選択支援は、他の日中活動系サービスと同日利用することはできますか？その場合の請求はどうなりますか？

ほかの日中活動系サービスと同日利用は可能です。

しかしながら、同日算定については、放課後等デイサービス・障害児入所支援のみ可能であり、他の日中活動系サービスとの同日算定は認められておりません。（どちらか一方のサービスしか請求できません。）

【事業終了時】

「多機関連携によるケース会議」へ市役所障がい福祉課は出席するのですか。

「就労選択支援ガイドブック」には、ケース会議の構成機関として市役所の記載が見られます。

また、厚生労働省発出の「就労選択支援の実施について」(障障発 0331 第 3 号/令和 7 年 3 月 31 日)には、「多機関によるケース会議に参加する機関は、福祉や労働、医療、教育等の多様な機関が想定されるが、全てのケースに一律に招集するのではなく、個々のケースに応じて必要な関係機関を柔軟に参集すること。」とあります。

奈良市障がい福祉課では、以下のケースの場合、ケース会議への参加を検討しますのでご相談ください。

就労選択支援後の就労系サービス利用について、障がい福祉課が特に把握しておく必要がある
ケース

その他、特に対応や判断が難しいケース